



土木工事積算基準改定概要(抜粋)

建設管理課 建設DX担当



土木工事積算基準改定概要(抜粋)

令和8年度の改定概要

●国土交通省HPより抜粋

～第三次担い手3法の全面施行を踏まえ担い手確保・生産性向上等に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定しています。
今般、令和8年度から適用する新基準等として、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、公共工事に従事する者の労働環境の改善や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を実施している。

(参照) 国土交通省HP : 令和8年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001304.html



徳島県は、令和8年7月改定

土木工事積算基準改定概要(抜粋)

主な積算改定項目

(1) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 1)建設業における多様な働き方の実現に向けた支援(週休2日の完了や猛暑対策など)
- 2)一般管理費等率の改定(最新の経費の実態を反映)

(2) 公共工事に従事する者の労働環境の改善

- 1)現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充(「現場環境改善費」(率計上)の100%を上限に設計変更)
- 2)快適トイレの費用計上の拡充(上限額を見直し、上限基数を撤廃)

(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、
日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映など

(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

標準歩掛の適用可否の判断がしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化
維持修繕等に関係する工種(トンネル補修工)で小規模施工を考慮して歩掛改定

徳島県

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領《R8.5.1施行》

「猛暑期間における現場施工回避(早朝・夜間施工)」に係る試行要領《R8.4.1施行》

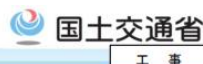
土木工事積算基準改定概要(抜粋)

現場実態を踏まえた改定等

● 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定<24工種>

4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定



1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(1) 新規制定：7工種

- ①鉄筋工 ②土のう工 ③防塵処理工
④橋梁補修工(塗装塗替足場工) ⑤橋梁補修工(高力ボルト当て板鋼桁補強工)
⑥トンネル補修工 断面修復工(左官工法) ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工(可視繊維シート接着工)



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工
(塗装塗替足場工)



橋梁補修工
(高力ボルト当て板鋼桁補強工)



トンネル補修工 断面修復工
(左官工法)

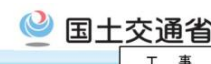


トンネル補修工 剥落防止対策工
(可視繊維シート接着工法)

道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに4工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定



1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(2) 使用機械、労務等の変動による改定：8工種

- ⑧鋼管・既製コンクリート杭打工(鋼管ソイルセメント杭工) ⑨場所打ち杭工(ダウンザホールハンマ工)
⑩ニューマチックケーソン工 ⑪仮橋・仮栈橋工 ⑫仮囲い設置・撤去工 ⑬切削オーバーレイ工(ICT)
⑭道路除雪工 ⑮架設支保工



鋼管ソイルセメント杭工



ニューマチックケーソン工



道路除雪工

(3) 移動時間を考慮した改定：6工種

- ⑬濁水処理工(一般土木工事) ⑯地すべり防止工(ふとんかご) ⑰トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工)
⑲トンネル工(NATM) [発破工法] ⑳トンネル濁水処理工 ㉑伸縮装置工(鋼製)

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定：1工種

- ㉒トンネル工(NATM) 仮設備工(防音扉工)

(5) 作業休止時間を考慮した歩掛の改定：1工種

- ⑯路上路盤再生工

(6) 資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：1工種

- ㉒P C 橋架設工



トンネル工(NATM) [発破工法]



P C 橋架設工

土木工事積算基準改定概要(抜粋)

現場実態を踏まえた改定等

2) 施工パッケージ型積算関係の改定

<8工種>

4.(1) 2) 令和8年度 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛 【8工種】

(1) 使用機械、労務等の変動による改定：4工種

- ①機械土工（土砂）[ブルドーザ掘削] ②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）[床掘]（ICT） ⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

(2) 移動時間を考慮した改定：4工種

- ④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）
- ⑥笠コンクリートブロック据付工
- ⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】



排水構造物工
（鉄筋コンクリート台付管）



笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和8年3月公表）。**

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

土木工事積算基準改定概要(抜粋)

● 土木工事関係

3)市場単価の一部廃止<3工種>

4.(1) 3) 市場単価の一部廃止について



- 以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
- 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・

工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【3工種】

①鉄筋工 ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

R8. 4より項目を削除

「鉄筋工・ガス圧接工・軟弱地盤処理工」

良好な取引データ収集が困難となり

市場単価一部廃止



「鉄筋工・ガス圧接工」

土木工事標準歩掛へ移行

土木工事積算基準改定概要(抜粋)

現場実態を踏まえた改定等

● 鋼橋製作工

鋼橋製作工の歩掛について、
製作現場等の実態を踏まえ改定
(材料費(副資材費)、鋼橋製作費(本体製作工数)、
輸送費が改定)

● 建設機械等損料表の改定

実態調査を踏まえ改定

4.(7) 令和8年度 建設機械等損料算定表の改定

建設機械等損料算定表 令和8年度版改定案 機械分類別平均変動率表

機械分類名	比較 年度	基礎価格	標準 使用年数	年間標準 運転時間	年間標準 運転日数	年間標準 供用日数	維持修理費率	年間 管理費率	残存率	運転1時間当たり 換算値損料<注> (13)欄	供用1日当たり 換算値損料 (15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーバ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.16	1.14
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.15	
全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14

<注> 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として掲載されているものもある。
※ 青字は、値が“1”未満であるもの。(青字で“1.00”と表示されている値は、端数処理(小数点以下4位を四捨五入)による。)



ご清聴ありがとうございました

